

別添

鳥取県立倉吉総合産業高等学校
汎用電子計算機組織貸借仕様書

目 次

1. 総則	1
1. 1 概要	1
1. 2 整備場所	1
1. 3 発注者	1
1. 4 借入期間及び納入期限	1
1. 5 本仕様書遵守に要する経費	1
1. 6 疑義の解釈	1
1. 7 損傷補償	1
1. 8 機器等の検査	2
1. 9 提出図書	2
1. 10 保守	2
1. 11 廃材の処理	3
1. 12 操作説明	4
1. 13 契約終了時の機器の取扱い	4
1. 14 作業日程等	4
1. 15 個人情報の保護	5
1. 16 かし担保責任	5
1. 17 その他	5
2. 納入機器	5
2. 1 納入機器一覧	5
2. 2 納入機器の交換等	5
2. 3 その他	5
3. 機器仕様	5
3. 1 機器仕様一覧表	5
3. 2 機器の導入、設定及び設置	5

1. 総則

1. 1 概要

鳥取県立倉吉総合産業高等学校（以下「学校」という。）に整備されたパソコン等（以下「機器」という。）のリース終了に伴い、新たに機器を調達の上、学校内の教室に整備する。

なお、発注者と受注者は、機器に係る賃貸借及び保守契約を締結するものとする。

1. 2 整備場所

校舎	教室	住所
本校舎実習棟（3階）	プログラミング実習室	倉吉市小田204-5

1. 3 発注者

本仕様書でいう発注者は、鳥取県立倉吉総合産業高等学校をいう。

1. 4 借入期間及び納入期限

（1）借入期間 令和7年9月1日から令和12年8月31日まで（60か月）

（2）納入期限 令和7年8月29日（金）

1. 5 本仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担で行うこと。

1. 6 疑義の解釈

本仕様書に定められた内容に疑義が生じたり、本仕様書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、発注者と協議すること。

1. 7 損傷補償

機器の搬入、撤去、設置及び設定作業（以下「作業」という。）は全て受注者の責任施工とし損傷補償は次による。

（1）施工に当たり施設の損傷、作業敷地外の土地踏み荒らし、道路の損傷など第三者に与えた損害に対する補償は受注者の負担とする。

（2）材料の運搬、その他の施工に当たり、施設などに損傷を与えた箇所は、発注者の指示に従い速やかに原形に修復すること。

（3）作業において、施設の削り取り、孔あけ等を行う場合は、発注者の指示に従い最小限度に加工し、体裁良く修復すること。

1. 8 機器等の検査

発注者が必要と認めた場合、機器（ケーブル類等を含む。）及びソフトウェアについて検査を求めることがある。

- （１）検査に要する費用は受注者の負担とする。
- （２）検査に必要な測定器は受注者において用意すること。

1. 9 提出図書

次の図書を、機器の納入後速やかに発注者に提出すること。

なお、図書は、紙媒体のものをA4版でファイリングすること。

また、電子媒体により1部発注者へ提出すること。

区分	名称	部数
新品証明書	新品証明書（納品物が新品であることを受注者証明すること。）	1部
完成図・設計書	機器設置図 設置場所別機器一覧（シリアル番号を含む。） 機器設定情報等に係る資料（ハードウェア及びソフトウェアの設定内容） 動作確認表	各1部
写真	写真（作業前・作業後の各部屋の写真）	1部
保守手引書	操作説明書（操作方法及び設定方法がわかる資料） 機器設定手順書（再設定時の操作手順） 保守体制図及び緊急時連絡体制図	各1部
保証書	—	1部
ライセンス証書	ソフトウェアライセンス証書	1部
その他	その他発注者が必要と認める関連図書及び資料	1部

1. 10 保守

保守期間は、1. 4の借入期間とし、障害が発生した場合は、発注者と連携して速やかに復旧の措置をとること。

なお、機器が所定の性能及び機能を確保できるよう十分な情報交換を行い、連携し、円滑な運用ができるように技術支援を行うこと。

また、整備の不備によって事故が生じた場合には、受注者において速やかに無償で修理することとし、取扱いの過誤によらない原因での機器の故障、損傷などの不良及び不備と認められる箇所が生じた場合には、受注者において速やかに無償で修理又は交換すること。ただし、天災においてはこの限りでない。

（１）保守受付時間

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月1日から同月3日並びに12月29日から同月31日までを除く日（以下「平日」という。）の午前8時20分から午後4時50分まで。

(2) 保守サービス方法

ア 受注者は必要に応じて機器の設置場所へ技術員を派遣させること。

なお、障害連絡を受けてから2時間以内に発注者の指定する場所に到着すること。

また、障害復旧時間は機器交換を含めて4時間程度を目安とすること。

イ 保守形態はオンサイト（現地修理、現地交換）とすることとし、止むを得ない場合には代替機先出しの持ち帰り修理も可とする。

ウ 持ち帰りによる修理をした場合において、修理後は発注者の指定する場所に設置すること。

エ 故障等により、ハードディスクの初期化、ソフトウェアのアンインストール等を行った場合は、導入当初の状態（全ソフトのインストール、設定）に設定すること。

なお、可能な限りユーザーデータを復元すること。

オ 導入時同等品のファームウェアが機能向上された場合（BIOSのファームウェアアップデート等）には無償で提供すること。ただし、ハードウェアの追加又は更新を伴う場合についてはこの限りでない。

(3) 保守対象

ア 保守対象

(ア) 管理サーバー

(イ) コンソール切替機

(ウ) 無停電電源装置

(エ) ノート型パソコン

(オ) 液晶ディスプレイ

(カ) カラーLED複合機

(キ) ファイルサーバー

(ク) 画像分配システム一式

イ 保守対象機器については動産保険に加入すること。

(4) 保守サービス内容

ア 機器の修理及び交換並びにハードウェアドライバ等の修正プログラムの適用時における不具合への対応とする。

イ 複合機及び無停電電源装置の定期交換部品（無停電電源装置についてはバッテリーを含む）の交換等に係る一切の費用は保守に含めるものとするが、トナー及びインクカートリッジの供給は保守には含めない。

1. 1. 1 廃材の処理

本整備で発生する梱包材等について、関係法令等を遵守し、受注者において適切に処理すること。

1. 1 2 操作説明

受注者は、機器の納入後、発注者に対して機器及びソフトウェアの操作説明並びにパソコン再設定時の操作手順について説明を行うこと。

1. 1 3 契約終了時の機器の取扱い

- (1) 今回整備される機器、配線等については、借入期間満了後又は契約が解除された後は、受注者の負担により取り外し、撤去すること。

なお、本整備において生じた施設の孔あけ等箇所は、撤去の際に体裁良く修復し、修復の状態について発注者の確認を受けること。

- (2) 今回整備する新規機器等については、借入期間満了後又は契約が解除された後速やかに、以下のとおり記録媒体内の情報を消去又は記録媒体を破壊し、契約期間内に撤去を行うこと。

なお、機器の取り外し、記録媒体内の情報の消去及び撤去に要する経費は受注者が負担すること。

ア 借入機器の情報の消去及び記録媒体の破壊の作業に係る具体的な手順は、令和3年12月14日付教育長通知「鳥取県教育委員会事務局生徒系ネットワークに属する情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書」に定めるところによる。

イ 消去作業場所は、各学校の会議室等とする。ただし、受注者が自社工場等に情報システム機器を運搬しデータ消去作業を行う場合は、データ消去手順書に定めるところにより、誓約書を発注者に提出すること。

ウ 留意点

(ア) 本作業の実施に当たっては、発注者の指示に従うこと。

(イ) 受注者は、本作業の実施中において、物品の盗難、紛失、劣化、情報漏えいが発生しないように物品を厳重に管理すること。

(ウ) 受注者は、本作業以外で機器に保存されている情報に接触してはならない。

(エ) 受注者は、データ消去を試みた結果、SSD ドライブの物理的破損等の理由によりデータ消去できない機器を確認した場合は、速やかに発注者に連絡すること。

(オ) 万が一、物品を紛失、破損した場合は速やかに発注者に連絡すること。

1. 1 4 安全性の確認について

整備する機器に、情報漏えいの原因となりうる不正な部品が使用されていないことを証明するメーカーの報告書を提出すること。

1. 1 5 作業日程等

本整備の作業時間は、原則平日の各学校における勤務時間内とし、作業日程及び時間については、受注者が各学校担当者と別途調整し、随時発注者へ報告すること。

1. 1 6 個人情報の保護

(1) 受注者は、本整備を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

1. 1 7 その他

本整備は、既存機器の更新であるため既設機器の撤去と並行して納入機器の設置が円滑に行われるよう発注者及び既設機器の撤去を行う事業者と作業工程を調整すること。

2. 納入機器

2. 1 納入機器一覧

別紙「機器仕様一覧表」を参照すること。本整備の納入機器は全て新品であること。

2. 2 納入機器の交換等

借入期間中に故障等の理由により納入した機器の交換が必要となった場合で、製造中止等の理由により新品の納入ができないときは、交換前の機器と同等以上の性能を有する新品の機器を納入すること。ただし、納入しようとする機器について事前に発注者の承認を受けなければならない。

2. 3 その他

設置に必要な部材・ケーブル・設置機器類は適宜受注者が用意すること。なお、これらにかかる経費は、本仕様に含むものとする。

3. 機器仕様

3. 1 機器仕様一覧表

別紙「機器仕様一覧表」のとおり

3. 2 機器の導入、設定及び設置

(1) 基本要件

パソコンは、クライアントパソコンとして、教職員又は生徒が利用できるよう設定及び設置すること。

(2) パソコンの導入及び設定等

機器の納入に伴い、受注者は次の設定を行うこと。

ア クライアント機に係るOS、オフィスソフト及びCALについては、発注者が別途契約しているマイクロソフト社の契約プログラムEnrollment for Education Solutions(EES) : Microsoft 365 Education A3を利用して導入すること。

なお、サーバ機に係るOSについてはEES契約対象外のため、別途調達すること。

また、インストールに必要なメディアやライセンスキーは発注者が提供する。

イ 既存の管理サーバ(Linux)の設定を移行すること。かつ、機能及び権限設定は継承し、既存ユーザーは問題なく使用できることを確認すること。

ウ クライアントパソコンとして接続できるようネットワーク及びユーザー権限等の設定を行うこと。

エ 各ライセンス、ソフトウェア等の導入及び設定を行い、使用できる状態にすること。

オ 全ソフトウェア製品について、納入時点での最新バージョンを導入し、最新のサービスパック・パッチが当たっていること。

カ パソコンの BIOS や周辺機器のファームウェアは最新のものにバージョンアップ済みのこと。

キ インターネット接続用設定(DNS、Proxy等)を行うこと。

ク 導入する全てのパソコンに、発注者がライセンスを保有するウィルス対策ソフトの導入及び設定を行い、使用できる状態にすること。

ケ Adobe Reader、Adobe Flash Player、Java Runtime Environment、Windows Media Playerのそれぞれ最新版をインストールすること。

コ 発注者がライセンスを保有するAdobe社のCreative Cloud製品群の導入及び設定を行い、使用できる状態にすること。

サ 発注者が必要と認めた場合、既存機器より導入機器へのデータの移行と設定を行うこと。これらにかかる経費は本仕様に含むものとする。

シ 導入、設定、登録等の詳細な内容については、発注者と十分に事前協議を行い決定すること。

(3) 機器の設置

機器の設置レイアウトについては、発注者と十分に事前協議を行い実施すること。地震による転倒防止措置をとること。

(4) 配線及び電源

納入する機器の設置に必要な電源工事やLAN配線等は受注者が行うこと。これらにかかる経費は本仕様に含むものとする。

(5) その他

導入、設定及び設置作業等において知り得た情報は、外部に漏らし又は他に流用しないこと。

なお、発注者が提供した資料は、作業終了後速やかに返却すること。